○行田市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則

平成17年3月31日
規則第36号

（趣旨）

第1条　この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の規定に基づく開発行為等の手続に関し、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（開発行為許可申請書の添付書類）

第2条　法第30条の申請書に添付すべき書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　省令第16条第2項の設計説明書　設計説明書（様式第1号）

(2)　省令第17条第1項第4号の資格を有する者であることを証する書類　設計者の資格に関する書類（様式第2号）

2　法第30条の申請書には、法及び省令に定めるもののほか、次に掲げる書類（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。）に係る場合にあっては、第3号及び第4号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

(1)　当該開発区域内の土地の公図の写し

(2)　法第33条第1項第14号の同意をした者の印鑑登録証明書

(3)　申請者の業務経歴書及び所得税（法人にあっては、法人税）の前年度の納税証明書

(4)　工事施行者の建設機械目録、技術者名簿、事業経歴書及び建設業の許可証明書

(5)　その他市長が必要と認めるもの

（開発許可を受けた者の遵守事項）

第3条　法第29条第1項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　工事に着手したときは、速やかに、工事着手届出書（様式第3号）により、その旨を市長に届け出ること。

(2)　工事の現場には、都市計画法に基づく開発行為の許可標識（様式第4号）により、見やすい箇所に許可があった旨の表示をしておくこと。

(3)　工事の現場には、設計図書を備えておくこと。

(4)　道路の路盤工の完了、擁壁配筋工の完了その他市長が指定する工程に達したときは、速やかに、その旨を市長に届け出ること。

(5)　工程の主要な部分は、写真で記録しておくこと。

2　前項第4号の規定による届出があった場合において、市長が当該工事に係る中間検査を行う必要があると認めたときは、当該届出をした者は、速やかに、当該中間検査を受けるものとする。

3　前項の中間検査を受けようとする者は、あらかじめ、中間検査依頼書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　開発区域位置図（縮尺50,000分の1以上のもの）

(2)　土地利用計画図（縮尺1,000分の1以上のもの）

(3)　その他市長が必要と認めるもの

（既存の権利の届出）

第4条　法第34条第13号の規定による届出は、既存権利届出書（様式第6号）を市長に提出して行わなければならない。

2　前項に規定する届出書には、届出をしようとする者が土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していることを証する書面（当該届出に係る土地が農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項の農地又は採草放牧地である場合は、当該届出に係る土地について同法第5条第1項の許可があったことを証する書面を含む。）を添付しなければならない。

3　市長は、第1項の届出をした者が法第34条第13号に規定する者に該当すると認めたときは、既存権利届出受理通知書（様式第6号の2）を当該届出をした者に交付するものとする。

一部改正〔平成19年規則64号・22年20号・令和3年56号〕

（変更の許可の申請）

第5条　法第35条の2第1項の許可を受けようとする者は、開発許可事項変更許可申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2　前項に規定する申請書には、法及び省令に定めるもののほか、第2条第2項各号に掲げる書類のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

一部改正〔令和3年規則56号〕

（軽微な変更の届出）

第6条　法第35条の2第3項の規定による届出は、開発許可事項変更届出書（様式第8号）を市長に提出して行わなければならない。

（変更の許可を受けた者等の遵守事項）

第7条　第3条第1項(同項第1号を除く。)の規定は、法第35条の2第1項の変更の許可を受けた者及び同条第3項の軽微な変更の届出をした者について準用する。

(工事完了届出書の添付図面等)

第8条　省令第29条の工事完了届出書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

(1)　公図の写し

(2)　公共施設を表示した平面図(縮尺500分の1以上のもの)

(3)　第3条第1項第5号の規定により作成した写真

(4)　確定測量図(縮尺300分の1以上のもの)

(5)　その他市長が必要と認めるもの

一部改正〔令和3年規則56号〕

(公告前の建築等承認の申請)

第9条　法第37条第1号に規定する承認を受けようとする者は、公告前建築等承認申請書(様式第9号)に次に掲げる図面等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　開発区域位置図(縮尺50,000分の1以上のもの)

(2)　開発許可に係る土地利用計画図

(3)　建築物又は特定工作物の配置図(縮尺100分の1以上のもの)

(4)　その他市長が必要と認めるもの

一部改正〔令和3年規則56号〕

(建築物の特例許可の申請)

第10条　法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書(様式第10号)に次に掲げる図面等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　前条第1号から第3号までに掲げる図面

(2)　建築物の平面図(縮尺100分の1以上のもの)

(3)　建築物の立面図(縮尺100分の1以上のもの)

(4)　その他市長が必要と認めるもの

(予定建築物等以外の建築等許可の申請)

第11条　法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(様式第11号)に第9条各号に掲げる図面等を添えて、市長に提出しなければならない。

(建築行為等許可の申請)

第12条　省令第34条第1項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書には、同条第2項に規定するもののほか、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

(1)　建築物又は第1種特定工作物の配置図(縮尺100分の1以上のもの)

(2)　その他市長が必要と認めるもの

(通知書の様式)

第13条　次の各号に掲げる場合の通知書の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　法第29条第1項の許可をするとき　開発行為許可通知書(様式第12号)

(2)　法第29条第1項の許可をしないとき　開発行為不許可通知書(様式第12号の2)

(3)　法第35条の2第1項の許可をするとき　開発許可事項変更許可通知書(様式第13号)

(4)　法第35条の2第1項の許可をしないとき　開発許可事項変更不許可通知書(様式第13号の2)

(5)　法第41条第2項ただし書の規定による許可をするとき　建築物特例許可通知書(様式第14号)

(6)　法第41条第2項ただし書の規定による許可をしないとき　建築物特例不許可通知書(様式第14号の2)

(7)　法第42条第1項ただし書の規定による許可をするとき　予定建築物等以外の建築等許可通知書(様式第15号)

(8)　法第42条第1項ただし書の規定による許可をしないとき　予定建築物等以外の建築等不許可通知書(様式第15号の2)

(9)　法第43条第1項の許可をするとき　建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可通知書(様式第16号)

(10)　法第43条第1項の許可をしないとき　建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設不許可通知書(様式第16号の2)

(地位の承継承認の申請)

第14条　法第45条の承認を受けようとする者は、開発許可地位承継承認申請書(様式第17号)に次に掲げる書類(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)に係る場合にあっては、第2号に掲げる書類を除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　開発行為に関する工事を施行する権原の取得を証する書類

(2)　申請者の業務経歴書及び所得税(法人にあっては、法人税)の前年度の納税証明書

(3)　その他市長が必要と認めるもの

（開発登録簿の様式）
第15条　法第46条の開発登録簿の様式は、開発登録簿（調書）（様式第18号）のとおりとする。
（開発登録簿の写しの交付申請）
第16条　法第47条第5項の請求をしようとする者は、開発登録簿写し交付申請書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。
（開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請）
第17条　省令第60条第1項の規定により法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付を請求しようとする者は、開発行為又は建築等に関する証明交付申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。
2　前項に規定する申請書には、位置図その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
一部改正〔令和3年規則56号・4年41号〕
（申請の取下げ）
第18条　法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項の規定による許可の申請、法第37条第1号若しくは第45条に規定する承認の申請又は前条に規定する証明交付申請を取り下げようとする者は、申請取下げ書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。
一部改正〔令和3年規則56号〕
（工事取りやめの届出）
第19条　法第41条第2項ただし書、第42条第1項ただし書又は第43条第1項に規定する許可を受けた者は、これらの処分に係る工事を取りやめたとき（工事に着手する意思を有しなくなったときを含む。）は、遅滞なく、工事取りやめ届出書（様式第22号）にこれらの処分に係る許可通知書を添えて、市長に提出しなければならない。
一部改正〔令和3年規則56号〕
（身分証明書の様式）
第20条　法第82条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（様式第23号）のとおりとする。
一部改正〔令和3年規則56号〕
（申請書等の提出部数）
第21条　次に掲げる申請書等の提出部数は、それぞれ2部とする。
(1)　法第30条の申請書
(2)　第3条第1項第1号の工事着手届出書
(3)　第3条第3項の中間検査依頼書
(4)　第4条第1項の既存権利届出書
(5)　第5条第1項の開発許可事項変更許可申請書
(6)　第6条の開発許可事項変更届出書
(7)　省令第29条の工事完了届出書
(8)　第9条の公告前建築等承認申請書
(9)　第10条の建築物特例許可申請書
(10)　第11条の予定建築物等以外の建築等許可申請書
(11)　省令第34条第1項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書
(12)　第14条の開発許可地位承継承認申請書
(13)　第17条の開発行為又は建築等に関する証明交付申請書
(14)　第18条の申請取下げ書
(15)　第19条の工事取りやめ届出書
(16)　省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書
一部改正〔令和3年規則56号〕
附　則
（施行期日）
1　この規則は、平成17年4月1日から施行する。
一部改正〔平成17年規則115号〕
（南河原村の編入に伴う経過措置）
2　南河原村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、南河原村の区域において埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和45年埼玉県規則第41号）の規定によりなされた手続その他の行為で編入日以後において市長が執行することとなる事務に係るものについては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
追加〔平成17年規則115号〕
附　則（平成17年12月27日規則第115号）
この規則は、平成18年1月1日から施行する。
附　則（平成19年11月27日規則第64号）
この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附　則(平成22年3月31日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年3月18日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成28年3月7日規則第11号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成28年12月16日規則第82号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附　則(令和3年7月1日規則第56号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用

附　則(令和4年9月29日規則第41号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第１号（第２条関係）

（表　面）

設　計　説　明　書

年　月　日作成　　設計者氏名

申請者等	フリガナ						
	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）						
	フリガナ						
	開発区域に含まれる地域の名称						
設計の方針	開発行為の目的	①予定建築物等の用途		②予定建築物等の使用別	自己用・非自己用		
	設計上特に配慮した事項						
	地盤の性質						
開発区域内の土地の現況	市町村別面積	①	㎡	②	㎡	③	㎡
	区域別面積	①市街化区域	㎡	②市街化調整区域	㎡	③　区域	㎡
	用途地域別面積	①　地域	㎡	②　地域	㎡	③　地域	㎡
	地区別面積	①　地区	㎡	②　地区	㎡	③　地区	㎡
	土地区画整理事業施行状況別面積	①事業完了地区	㎡	②事業施行中地区	㎡	③事業計画地区	㎡
	その他の法令に基づく地域等別面積(㎡)						

地目別概要	区分	田	畑	宅地	山林	雑種地等	道路	水路	その他の公共用地	計
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	比率	%	%	%	%	%	%	%	%	100%

所有別概要	区分	自己所有 年月取得	買収予定 同意済	買収予定 未同意	借地又は借地予定 同意済	借地又は借地予定 未同意	その他の土地	計
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	比率	%	%	%	%	%	%	100%

土地の利用計画								
用途別計画	区分	建築物等の敷地	公共施設の用地	遊水池の用地	ガス施設、終末処理施設等の用地	未利用地	計	
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
	比率	%	%	%	%	%	100%	

区画等の設定計画	予定建築物の敷地規模	100㎡未満	100㎡以上150㎡未満	150㎡以上200㎡未満	200㎡以上250㎡未満	250㎡以上300㎡未満	300㎡以上	計
	区画数	区画	区画	区画	区画	区画	区画	区画
	戸数等	棟　戸	棟　戸	棟　戸	棟　戸	棟　戸	棟　戸	棟　戸
工区計画別面積(㎡)								

公共施設の整備計画

公共施設の用地

種類＼内容	番号	幅員	延長	面積	管理者	帰属権利者
道路		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
	計		m	㎡	開発区域との面積の割合 %	
接続道路		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
	計		m	㎡		
水路（河川を含む。）		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
		m	m	㎡		
	計		m	㎡	開発区域との面積の割合 %	

種類＼内容	番号	面積	管理者	帰属権利者
公園		㎡		
		㎡		
		㎡		
		㎡		
		㎡		
	計	㎡	開発区域との面積の割合 %	
公園以外の広場・緑地		㎡		
		㎡		
		㎡		
		㎡		
	計	㎡	開発区域との面積の割合 %	

貯水施設等	貯水槽		消火栓
	㎥	㎥	個
	㎥	㎥	
	㎥	㎥	
	㎥	㎥	
	㎥	㎥	
	㎥	㎥	
計		基　㎥	

上水道	公営水道	専用水道	簡易水道

排水 種別＼処理	汲取り	吸込み	各戸浄化	集中浄化	生放流	放流先 公共下水道	放流先 道路側溝	放流先 河川水路等	放流先の河川水路等の名称
汚水（し尿）									
雑排水									
雨水									

その他必要な事項	

（注）　記入に際しては、裏面をお読みください。

（裏面）

備考

1　一体の開発行為を数工区に分けて行う場合には、全体の設計説明書及び工区ごとの設計説明書を提出すること。

2　「①予定建築物等の用途」の欄には、土地分譲、建売分譲、賃貸倉庫等具体的に記入すること。

3　「設計上特に配慮した事項」の欄には、周辺の公共施設の位置との関連及び開発区域の地形等との関連についてどのような配慮をしたか記入すること。

4　「市町村別面積」の欄には、開発区域に係る市町村名及び開発区域の面積を記入すること。

なお、開発区域が2以上の市町村にまたがる場合は、それらの市町村名及び当該市町村に係る開発区域の面積を各々記入すること。

5　「区域別面積」の欄には、該当する区域を○で囲み、かつ、その面積を記入すること。

6　「用途地域別面積」の欄には、開発区域に係る用途地域名（都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域名。（例）第2種中高層住居専用地域・準工業地域）及び開発区域の面積を記入すること。

なお、開発区域が2以上の用途地域にまたがる場合は、それらの用途地域名及び当該用途地域に係る開発区域の面積を各々記入すること。

7　「地区別面積」の欄には、開発区域に係る地区名（都市計画法第8条第1項第2号から第14号までに掲げる地域名、地区名又は街区名。（例）特別用途地区・準防火地域）及び開発区域の面積を記入すること。

8　「土地区画整理事業施行状況別面積」の欄には、開発区域が土地区画整理事業地区内にある場合に、当該土地区画整理事業の施行状況に応じて開発区域の面積を記入すること。

9　「その他の法令に基づく地域等別面積（㎡）」の欄には、開発区域が都市計画法以外の法令による地域、区域等（農業振興地域、首都圏近郊緑地保全区域、鳥獣保護区等）にある場合に、それらの地域名、区域名等及び当該地域、地区等に係る開発区域の面積を記入すること。

10　「　年　月取得」の欄には、最初に取得した筆の年月を記入すること。

11　「工区計画別面積（㎡）」の欄には、一体の開発行為を数工区に分けて行う場合に、工区ごとの工区番号（第1工区、第2工区等）及び面積を記入すること。

12　「道路」、「接続道路」、「水路（河川を含む。）」、「公園」及び「公園以外の広場・緑地」の「番号」の欄には、各々造成計画平面図と対比できるように番号を記入すること。

13　「排水」の欄には、該当するもの全てに○印を付すこと。

14　設計の変更を行う場合には、変更前及び変更後の設計説明書を提出すること。

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第2号(第2条関係)

様式第２号（第２条関係）

設計者の資格に関する書類

年　月　日

設計者　住　所
氏　名
生年月日　年　月　日
勤務先
電話番号

都市計画法第31条の資格については、下記のとおり相違ありません。

記

資格に関する最終学歴	学校名	
	専攻学科	（昼・夜）
	修業年限	年（　年　月入学　年　月　卒業・中退）
資格、免許等		一級建築士　登録第　号 技術士（技術部門の名称・　）
国土交通大臣が同等以上と認めた事項	認定講習会	名称 修了年月日　年　月　日 修了証書　第　号
	その他	

	勤務先	職務内容	期間	通算期間
実務経歴			・～・（・）	
			・～・（・）	
			・～・（・）	
			・～・（・）	
			・～・（・）	

２０ｈａ以上の開発行為の設計経験	団地又は事業の名称	
	事業主	
	面積	ha
	設計年月	年　月

備考　資格に関する最終学歴、資格、免許等及び国土交通大臣が同等以上と認めた事項については、それらを証明することのできる書面（卒業証明書等）を添付すること。

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第3号(第3条関係)

様式第３号（第３条関係）

工事着手届出書

年　月　日

行田市長

届出者　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

先に許可を受けた開発行為について工事に着手したので、行田市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則第3条第1項第1号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可番号		年　月　日　第　号
開発区域に含まれる地域の名称		
工事着手年月日		年　月　日
工事完了予定年月日		年　月　日
工事施行者	住所	電話番号
	氏名	
設計者	氏名	
	連絡先	電話番号
現場管理者	氏名	
	連絡先	電話番号

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第4号(第3条関係)

様式第４号（第３条関係）



都市計画法に基づく開発行為の許可標識		
許可番号		年　月　日　第　号
許可を受けた者	住所	
	氏名	
工事施行者	住所	電話番号
	氏名	
開発区域に含まれる地域の名称		
工事施行面積		
予定建築物等		
工事期間		年　月　日　～　年　月　日
設計者	氏名	
	連絡先	電話番号
現場管理者	氏名	
	連絡先	電話番号

備考　材料は、木板、金属板等とすること。

様式第5号（第3条関係）

様式第５号（第３条関係）

中間検査依頼書

年　月　日

行田市長

届出者　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

先に許可を受けた開発行為に係る工事について指定工程に達したので、行田市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則第3条第3項の規定により、下記のとおり中間検査を依頼します。

記

許可番号	年　月　日　第　号
開発区域に含まれる地域の名称及び面積	名称 面積　㎡
予定建築物の用途	
工事着手年月日	年　月　日
指定工程到達年月日	年　月　日
指定工程に到達した区域の名称	
指定工程の内容	
※公共施設の有無	有　・　無
※公告前建築等承認の有無	有　・　無
中間検査希望年月日	年　月　日

備考　※印の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第6号(第4条関係)

様式第６号（第４条関係）

既存権利届出書

年　月　日

行田市長

届出者　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

都市計画法第34条第13号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出者の職業(法人にあっては、その業務の内容)		
届出の土地	所在及び地番	
	地目	
	面積	㎡
	用途地域	
都市計画が決定され、又は変更された際、権利を有していた者が建築し、又は建設しようとする予定建築物等の用途		
権利	種類	所有権　・　地上権　・　賃借権
	所有権以外の場合は、その内容	

備考

1　用途地域が指定されている場合は、その用途地域を記入すること。
2　予定建築物等の用途については、届出者が使用する目的を詳しく記入すること。
3　権利を有していたことの証拠となる書面(登記事項証明書、契約書の写し等)を添付すること。

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第6号の2(第4条関係)

様式第６号の２（第４条関係）

（表　面）

既存権利届出受理通知書

第　　号
年　月　日

様

行田市長　　印

年　月　日付けで届出のあった既存権利届出書については、下記のとおり受理します。

記

届出者	住所	
	氏名	
届出の土地	所在及び地番	
	地目	
	面積	㎡
	用途地域	
予定建築物等の用途		
権利の種類		
許可を受けて工事を完了する期限		
その他必要な事項		

備考　注意事項が裏面にあるので、必ずお読みください。

（裏　面）

注　意　事　項

1　この受理通知書のみでは、建築物の建築等をすることはできません。建築物の建築等をする場合には、都市計画法に基づく開発許可又は建築許可及び建築基準法に基づく建築確認を受けてください。

　なお、開発許可又は建築許可の申請について審査した結果、都市計画法の許可基準に適合していないものについては、不許可となる場合もありますので、注意してください。

2　開発許可又は建築許可の申請をする際に、この通知書が必要となりますので、大切に保管してください。

3　この既存権利は、市街化調整区域に編入された日から起算して5年間に限り有効ですので、開発許可を受けた場合は開発行為を、建築許可を受けた場合は建築確認の手続をとり、建築行為を表面に記載された期限までに完了してください。

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第7号(第5条関係)

様式第７号（第５条関係）

開発許可事項変更許可申請書

年　月　日

行田市長

申請者　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発許可に係る事項の変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

		変更前		変更後	
変更の概要	開発区域に含まれる地域の名称				
	開発区域の面積	全区域面積 m^2	工区別面積	全区域面積 m^2	工区別面積
	予定建築物等の用途				
	工事施行者の住所及び氏名				
	工事着手予定年月日	年　月　日		年　月　日	
	工事完了予定年月日	年　月　日		年　月　日	
	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別				
	都市計画法第34条の該当号及び該当する理由				
その他必要な事項					
許可番号		年　月　日　第　号			
変更の理由					

備考

1　「都市計画法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記入すること。

2　「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入すること。

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第8号(第6条関係)

様式第８号（第６条関係）

開発許可事項変更届出書

年　月　日

行田市長

届出者　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

都市計画法第35条の2第3項の規定により、開発許可に係る事項の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

	変更前	変更後
変更に係る事項		
変更の理由		
許可番号	年　月　日　第　号	

備考　設計の変更の場合は、別途設計説明書及び設計図を添付すること。

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第9号（第9条関係）

様式第９号（第９条関係）

公告前建築等承認申請書

年　月　日

行田市長

申請者　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

都市計画法第37条第1号の規定により、公告前の（建　築／建　設）について、承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

許可番号		年　月　日　第　号	
建築物を建築し、又は特定工作物を建設しようとする土地の所在、地番及び面積			面積　㎡
承認を受けようとする事項	建築物等の用途		
	建築物等の構造の種別		
申請の理由			
※　　第　号 上記のことについて 年　月　日 行田市長　印			

備考　※印の欄は、記入しないこと。

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第10号（第10条関係）

様式第10号（第10条関係）

建築物特例許可申請書

年　月　日

行田市長

申請者　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

許可番号	年　月　日　第　号	
都市計画法第41条第1項の規定により開発許可に付された制限		
建築物を建築しようとする土地の所在、地番及び面積		面積　m^2
許可を受けようとする事項		
申請の理由		

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第11号（第11条関係）

様式第11号（第11条関係）

予定建築物等以外の建築等許可申請書

年　月　日

行田市長

申請者　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

都市計画法第42条第1項ただし書の規定による（建築物／特定工作物）の（新築／改築／用途変更／新設）の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

許可番号	年　月　日　第　号	
告示番号	年　月　日　第　号	
開発許可を受けた際の予定建築物等の用途		
建築物を新築し、若しくは改築しようとする土地若しくは用途を変更しようとする建築物の存する土地又は特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番及び面積		面積　㎡
新築後、改築後若しくは用途の変更後の建築物の用途又は新設しようとする特定工作物の用途		
その他必要な事項		

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第12号(第13条関係)

様式第12号（第13条関係）

開発行為許可通知書

指令　第　　号
年　　月　　日

様

行田市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった開発行為については、都市計画法第29条第1項の規定により、下記の条件等を付して許可します。

記

1　条　　件

……

……

……

2　都市計画法第41条第1項の制限

……

……

……

申　請　の　概　要			
申　請　者	住　所		
	氏　名		
開発区域に含まれる地域の名称			
開　発　区　域　の　面　積	全区域面積　㎡	工区別面積	
予定建築物等の用途			
工事施行者の住所及び氏名			
工事着手予定年月日	年　　月　　日		
工事完了予定年月日	年　　月　　日		
自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別			
都市計画法第34条の該当号			
その他必要な事項			

教　示

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

全部改正〔平成28年規則11号〕

様式第12号の2（第13条関係）

様式第12号の２（第13条関係）

開発行為不許可通知書

指令　第　　号
年　　月　　日

様

行田市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった開発行為については、下記の理由により許可しません。

記

理　由

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

教　　示

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

全部改正〔平成28年規則11号〕

様式第13号(第13条関係)

様式第13号（第13条関係）

開発許可事項変更許可通知書

指令　第　　号
年　　月　　日

様

行田市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった開発許可に係る事項の変更については、都市計画法第35条の2第1項の規定により、下記の条件等を付して許可します。

記

1　条　　件

……

……

……

2　都市計画法第41条第1項の制限

……

……

……

変更申請の概要		
申請者	住所	
	氏名	
開発区域に含まれる地域の名称		
開発区域の面積	全区域面積　㎡	工区別面積
予定建築物等の用途		
工事施行者の住所及び氏名		
工事着手予定年月日	年　月　日	
工事完了予定年月日	年　月　日	
自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別		
都市計画法第34条の該当号		
その他必要な事項		

教　示

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

全部改正〔平成28年規則11号〕

様式第13号の2（第13条関係）

様式第13号の２（第13条関係）

開発許可事項変更不許可通知書

指令　第　　号
年　　月　　日

様

行田市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった開発許可に係る事項の変更については、下記の理由により許可しません。

記

理　由

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

教　　示

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

全部改正〔平成28年規則11号〕

様式第14号(第13条関係)

様式第14号（第13条関係）

建築物特例許可通知書

指令　第　　号
年　　月　　日

様

行田市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった建築については、都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、下記の条件を付して許可します。

記

条　件

.....

.....

申請の概要		
申請者	住所	
	氏名	
許可番号	年　月　日　第　号	
都市計画法第41条第1項の規定により開発許可に付された制限		
建築物を建築しようとする土地の所在、地番及び面積		面積　㎡
許可を受けようとする事項		

教　示

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

全部改正〔平成28年規則11号〕

様式第14号の2（第13条関係）

様式第14号の２（第13条関係）

建築物特例不許可通知書

指令　第　　号
年　　月　　日

様

行田市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった建築については、下記の理由により許可しません。

記

理　由

……

……

……

……

……

……

……

教　　示

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

全部改正〔平成28年規則11号〕

様式第15号(第13条関係)

様式第15号（第13条関係）

予定建築物等以外の建築等許可通知書

指令　第　　号
年　　月　　日

様

行田市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった［建築物／特定工作物］の［新築／改築／用途変更／新設］については、都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、下記の条件を付して許可します。

記

条　件

……

……

……

申請の概要		
申請者	住所	
	氏名	
許可番号	年　月　日　第　号	
告示番号	年　月　日　第　号	
開発許可を受けた際の予定建築物等の用途		
建築物を新築し、若しくは改築しようとする土地若しくは用途を変更しようとする建築物の存する土地又は特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番及び面積		面積　　m^2
新築後、改築後若しくは用途の変更後の建築物の用途又は新設しようとする特定工作物の用途		
その他必要な事項		

教　示

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

全部改正〔平成28年規則11号〕

様式第15号の2（第13条関係）

様式第15号の２（第13条関係）

予定建築物等以外の建築等不許可通知書

指令　第　　号
年　　月　　日

様

行田市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった［建築物／特定工作物］の［新築／改築／用途変更／新設］について

は、下記の理由により許可しません。

記

理　由

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

教　示

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

全部改正〔平成28年規則11号〕

様式第16号(第13条関係)

様式第16号（第13条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可通知書

指令　第　　号
年　月　日

様

行田市長　　印

年　月　日付けで申請のあった［建築物／第1種特定工作物］の（新築／改築／用途変更／新設）については、都市計画法第43条第1項の規定により、下記の条件を付して許可します。

記

条　件

……

……

……

申請の概要			
申請者	住所		
	氏名		
建築物を建築し、若しくは改築しようとする土地若しくは用途を変更しようとする建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積		地目	
		面積	㎡
建築し、若しくは改築しようとする建築物若しくは用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物の用途			
改築し、又は用途を変更しようとする場合は、既存の建築物の用途			
建築し、若しくは改築しようとする建築物若しくは用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで若しくは都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第1種特定工作物に該当するかの記載及びその理由			
その他必要な事項			

教　示

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第16号の2（第13条関係）

様式第16号の２（第13条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設不許可通知書

指令　第　　号
年　　月　　日

様

行田市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった［建　築　物／第1種特定工作物］の［新　築／改　築／用途変更／新　設］については、下記の理由により許可しません。

記

理　由

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

教　示

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、埼玉県開発審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、行田市を被告として（訴訟において行田市を代表する者は行田市長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

全部改正〔平成28年規則11号〕

様式第17号(第14条関係)

様式第17号（第14条関係）

開発許可地位承継承認申請書

年　月　日

行田市長

申請者　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

都市計画法第45条の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

開発許可を受けた者	住　所	
	氏　名	
許可番号		年　月　日　第　号
開発許可に含まれる地域の名称		
承継の原因		
権原取得年月日		年　月　日

※　第　号

上記のことについて

年　月　日

行田市長　印

備考　※印の欄は、記入しないこと。

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第18号（第15条関係）



様式第18号（第15条関係）

開発許可番号

開発登録簿（調書）

整理番号

当初許可

開発許可年月日等	開発許可年月日	面積	予定建築物等の用途	区画数	戸数	都市計画法第34条該当号
	年月日	※工区数 ㎡			(住宅のみ)	
開発区域の名称						
許可を受けた者 住所						
許可を受けた者 氏名						
工事施行者 住所						
工事施行者 氏名						
都市計画法による区域等	□市街化区域 ㎡	□市街化調整区域 ㎡	□ 区域 ㎡	地域 地区		

許可に付した条件

都市計画法第41条第1項の制限

都市計画法第41条第2項ただし書若しくは第42条第1項ただし書の規定による許可又は同条第2項の協議

予備欄

図面（土地利用計画）別添

地位の承継

承継承認番号	承継承認年月日	承継人住所	承継人氏名

変更許可等

変更許可番号	変更許可等年月日	変更の内容

工事完了検査

工区番号	検査年月日	検査済証発行年月日	検査済証発行番号	完了公告年月日	面積	概要（公共施設のみの場合はその内容）

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第19号（第16条関係）

様式第19号（第16条関係）

開発登録簿写し交付申請書

年　月　日

行田市長

申請者　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

都市計画法第47条第5項の規定により、開発登録簿の写しの交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

開発許可を受けた者の氏名	開発区域に含まれる地域の名称及び地番	申請事項		計
		調書	土地利用計画図	
		枚	枚	枚
		枚	枚	枚
		枚	枚	枚
		枚	枚	枚
計		枚	枚	枚
※受付年月日	年　月　日	※手数料		円
※交付年月日	年　月　日			

備考　※印の欄は、記入しないこと。

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第20号（第17条関係）

様式第20号（第17条関係）

開発行為又は建築等に関する証明交付申請書

年　月　日

行田市長

申請者　住　所
氏　名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けるため必要な都市計画法第29条第1項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に下記のとおり適合していることを証する書面の交付を受けたいので、申請します。

記

住所及び氏名	開発行為をした者	
	開発行為をしようとする者	
	建築等をしようとする者	
土地の所在及び地番		
区域区分等		市街化区域・市街化調整区域・その他（　　）区域
開発区域（建築物等の敷地）面積		㎡

建築物等の規模、構造及び用途		床面積（築造面積）	構造	用途
	線引時（当初許可時）	㎡	造	
	現在	㎡	造	
	新・増・改築（新設）部分	㎡	造	

都市計画法第29条第1項又は第35条の2第1項の許可を受けている場合は、その許可番号等	年　月　日 第　号	予定建築物等の用途	計画建築物等の用途

右記の許可を受けている場合は、その許可番号	都市計画法第41条第2項ただし書の規定による許可	年　月　日　第　号
	同　法第42条第1項ただし書の規定による許可	年　月　日　第　号
	同　法第43条第1項の許可	年　月　日　第　号

※　第　号

上記のとおり、都市計画法の規定に適合していることを証明します。

年　月　日

行田市長　印

備考

1　※印の欄は、記入しないこと。

2　「建築物等の規模、構造及び用途」の欄には、「農家用住宅」、「堆肥舎」などのように、具体的な用途を記入すること。

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第21号（第18条関係）

様式第21号（第18条関係）

申請取下げ書

年　月　日

行田市長

申請者　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

先に提出した　申請を下記のとおり取り下げます。

記

申請年月日	年　月　日
土地の所在及び地番	
土地の面積	
予定建築物等の用途	
取下げ理由	

備考　※印の欄は、記入しないこと。

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第22号(第19条関係)

様式第22号（第19条関係）

工事取りやめ届出書

年　月　日

行田市長

届出者　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

先に許可を受けた土地については、建築(建設)行為に関する工事を取りやめたので、行田市都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則第19条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可の種別	
許可番号	年　月　日　第　号
許可を受けた区域の名称	
工事取りやめ年月日	年　月　日

全部改正〔令和3年規則56号〕

様式第23号（第20条関係）

様式第23号（第20条関係）

（表　面）

第　　号

身　分　証　明　書

次の者は、都市計画法第82条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。

所属部課名
職　　名
氏　　名

年　　月　　日生

有効期限　　年　　月　　日から
年　　月　　日まで

行田市長　　印

6cm

8.5cm

（裏　面）

都　市　計　画　法（抜　粋）

第82条　国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2　前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3　前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

全部改正〔令和3年規則56号〕